

中会公示第 f001 号  
令和 3 年 7 月 1 日  
一部改正 中会公示第 f001 号  
令和 6 年 3 月 5 日

## 中央会計隊が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 宮内 修嗣  
( 公 印 省 略 )

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからエのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（陸幕会第 9 4 8 号（令和 5 年 9 月 1 1 日）第 1 0 項第 3 号の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一人に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- イ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一人に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達
- ウ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が一人に限られる場合
- エ 過去 2 カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できる者が一人に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの

添付書類：対象契約一覧表

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
1	スキャン・イーグル基幹要員養成のための教育の委託	ア	R1.9.30	スキャン・イーグル基幹要員養成のための教育に必要なライセンス実施権を米国インシツ社 (Insitu Inc) から認められていること又は認められる見込みがあると証明できること。	陸上自衛隊中央会計隊 契約科契約第3班 (Tel 03(3268)3111 内線: 47552)
2	自衛隊情報保全隊用システムの運用・維持に係る技術役務	エ	R1.9.30	契約の履行に必要な自衛隊情報保全隊用システムの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることを証明できること。	
3	指揮所訓練統裁支援システム用ソフトウェア自隊改善にかかわる技術支援役務	エ	R1.9.30	契約の履行に必要な指揮所訓練統裁支援システムの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることを証明できること。	
4	電算機防護システム借上(セキュリティラボ)(検証装置)維持支援役務	エ	R1.9.30	契約の履行に必要な電算機防護システムの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることを証明できること。	
5	無停電電源装置点検・整備役務	エ	R1.9.30	契約の履行に必要な無停電電源装置の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることを証明できること。	陸上自衛隊中央会計隊 契約科契約第2班 (Tel 03(3268)3111 内線: 47565)
6	飛行管理システムデータの維持	エ	R1.9.30	契約の履行に必要な飛行管理システムの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることを証明できること。	陸上自衛隊中央会計隊 契約科契約第3班 (Tel 03(3268)3111 内線: 47552)
7	審査システム維持支援	エ	R1.9.30	契約の履行に必要な審査システムの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることを証明できること。	
8	衛星秘密保全システム保守点検整備	エ	R2.2.25	契約の履行に必要な衛星秘密保全システムの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることを証明できること。	
9	符号変換装置等のデータ収集・分析に関する役務	エ	R2.2.25	契約の履行に必要な符号変換装置等の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることを証明できること。	
10	火力戦闘指揮統制システムソフトウェア等に関する技術支援役務	エ	R2.5.8	契約の履行に必要な火力戦闘指揮統制システムの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることを証明できること。	
11	対空戦闘指揮統制システムソフトウェア等に関する技術支援役務	エ	R2.5.8	契約の履行に必要な対空戦闘指揮統制システムの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることを証明できること。	